

建 議 書

三笠市農業委員会

われわれ農業委員会系統組織は、これまでも農地・担い手対策への取り組みを通じて農業構造の改善を推進してきましたが、今後も優良農地の確保、遊休農地の発生防止・解消、および担い手に対する農地の利用集積の促進など農地・担い手対策に関して着実な成果をあげていくことが求められており、その使命と役割を果たすべく、組織一丸となり地域に根ざした活動に取り組んでおります。

現在の農業・農村は、度重なる農業政策の転換や輸入増加に伴う農産物価格の低迷などにより、農業所得の減少が続き、農業経営者の高齢化の進行とともに、農業を担う人材が減少しているなどの課題に加え、世界的な食料需給のひっ迫や農業資材等の価格の高騰、最近では、TPP参加など、今後の農業経営を存続していく上で極めて困難な状況となっております。このような中で、良好な農村の景観確保及び市民に対し、新鮮で安全・安心な農畜産物を提供していくためには、農業者自らの自助努力はもとより、三笠市唯一の基幹産業である農業の持続的発展を支える行政の支援が不可欠であります。

このため、当農業委員会は、三笠市の農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、そして、次世代に安心して受け継がれるよう、必要な施策等について、本市農業者からの意見・要望を積み上げ、建議事項を決定いたしました。

つきましては、市においても、農業・農村の振興のため各種施策を推進されますとともに、国及び道に関する事項についても強く要望・要請されたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成24年11月29日

三笠市長 小林和男様

三笠市農業委員会

会長 澤田益治

1. TPP交渉対策について

現在、政府は、十分な情報の開示や国民的な議論もないままTPP交渉参加に意欲を示しています。

TPP参加により、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化が進められた場合、日本の農業の崩壊につながりかねません。

本市を含めた北海道農業は、我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、馬鈴しょ、てん菜、酪農等を中心に土地利用型農業を展開し、専門的な経営を主体に良質な農産物の安定供給を行っています。

ご承知のとおり、関税が撤廃された場合、北海道農業並びに三笠市農業は甚大な影響を受けることとなり、農村地域の崩壊へつながることに加え、北海道経済及び地域経済全体に影響を及ぼすことから、TPPを含め包括的経済連携において、重要品目を関税撤廃の対象から除外することや国民の合意を得た上で慎重に判断することなどを国に対し強く要請いただきたい。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」や「日本再生戦略」では、農林漁業の再生を実現するためには安定した財源が必要とされており、戸別所得補償制度は農業経営の安定と国内生産力の確保に資するものであることから、農業者が安心して持続的な農業経営に取り組めるよう関係法令の整備、必要な財源の確保について国に対し強く要望していただきたい。

2. 有害鳥獣の対策について

近年、エゾシカやアライグマが増え続け、農作物への食害や、農業用施設の損壊などにより、大きな被害を及ぼしています。

特にエゾシカによる被害が多く、北海道全体の被害額は昨年度、過去最高の64億円とされ、空知管内においても2年連続2億円を超える被害額となり、国及び北海道においては、予算を措置し駆除対策を講じているところであります。

こうした中で、三笠市においても、平成23年度・平成24年度で予算を措置し侵入防止柵の整備を図り、被害防止に一定の成果があったところあります。

しかしながら、依然としてエゾシカの生息数は増加傾向にあり、侵入防止柵の未設置箇所への侵入が増加し、引き続き侵入防止の対策が必要であることから、侵入防止並びに個体数の減少に向けた対策を講じるとともに、国及び北海道に対しても対策を行うよう強く要請いただきたい。

3. 農村地域の排水対策及び農道対策について

近年の異常気象で、冷湿害による農作物の被害が増加傾向にあります。

特に今年も、空知地方を中心に記録的な大雨が発生し、本市でも道路の冠水並びに幾春別川の増水などにより、農地への冠水や地すべりなどの被害が起こり、作物の生育及び収穫に大きな影響を及ぼしております。

これにより、排水路等の適正な管理による良好な排水の確保が必要ですが、依然として道路排水や河川等の末端排水が不良である箇所が多く見られております。

このことから、農村地帯にある市の施設等の適正な管理による排水対策を都市部と同様に実施し、農作物の被害防止対策を講じるとともに、国や北海道の施設等についても適正な管理が行われるよう強く要請いただきたい。

また、近年の農業機械の大型化に伴い、農村地域の市道等に狭い箇所が見られるため、農作業事故等の発生が懸念されることから、市道等の拡幅など安全対策を講じていただきたい。

4. 農業後継者及び新規就農者の対策について

現在、本市の農業経営者については、65歳以上が47%を超え、著しく高い高齢化率となっており、数年後には経営者が現在の半数以下となることが懸念されています。

また、本市は中山間地域であることから、規模拡大にも限界があり、担い手への集積を促進しても遊休農地が多く発生することも予想されています。

このため、将来的に優良農地を良好な状態で次の世代へ引き継ぎ、この農地を有効利用していくためにも、意欲のある多様な担い手を新たに確保・育成していく必要があります。

農業後継者が意欲を持って農業に取り組めるよう、研修や視察に関する費用助成などの支援の拡充とともに、新規就農者に対する支援の充実を図り、担い手確保に向けた対策を講じていただきたい。

5. 固定資産税の見直しについて

三笠市の固定資産税の税率は、1.75%となっており、農村地域の宅地や農地（田、畑など）に対しても一律課税され、土地所有面積が大きい農業者にとっては負担が大きく、また今後、人・農地プランにより地域の中心となる経営体として農地を集積する農業者にあっても同様であります。

固定資産税の標準税率は、1.4%であります。三笠市は道内 35 市の中で最も高い税率を賦課している状況にあります。

そのような中、現政府は T P P 交渉へ参加の意向であり、T P P への参加が現実となった場合、農業への影響は計り知れないものとなり、市内農業者がその影響に対応するためには、農業者自らの経費節減が余儀なくされることとなります。

農業経営の安定化を図るためにも、農村地域の固定資産税の税率の見直しについて検討いただきたい。